

平成十五年法律第二百八十八号
地方独立行政法人法

目次

第一章 総則	第一節 通則（第一条～第十条）
第二章 役員及び職員（第十二条～第二十条）	第二節 地方独立行政法人評議会（第十一条）
第三章 業務運営	第三節 中期目標等（第二十五条～第三十一条）
第四章 財務及び会計（第三十二条～第四十六条）	第四節 合併に伴う措置（第一百五十四条～第二十条）
第五章 人事管理	第五節 雜則（第二十一条～第二十七条）

第一節 特定地方独立行政法人（第四十七条～第五十四条）	第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条～第六十六条）
第二節 一般地方独立行政法人（第五十五条～第五十八条）	第七章 公立大学法人に関する特例（第六十八条～第七十条）
第三節 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条～第六十七条の七）	第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第六十七条の八～第六十七条の九）
第四節 中期目標等（第二十五条～第三十一条）	第九章 解散及び清算（第八十八条～第一百五十五条）
第五節 合併	第十章 第一節 通則（第一百六条～第一百七条）

第一節 設立団体の数の変更に伴う措置（第六十六条の三～第六十七条）	第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業の確実な実施を図り、もつて住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。(定義)
第二節 一般地方独立行政法人（第五十五条～第五十八条）	第三条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。
第三節 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条～第六十七条の七）	第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。
第四節 中期目標等（第二十五条～第三十一条）	第五条 地方独立行政法人は、法人とする。
第五節 合併	第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するに必要な資金その他の財産的基礎を有しなければならない。

第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の三～第八十七条の十一）	第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合においては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。
第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の十二～第八十七条の二十二）	第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。(定款)
第三節 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることを必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的	第一項 第一節 通則
第四節 新設合併（第一百十二条～第一百十四条）	第一項 第二節 合併に伴う措置
第五節 雜則（第二十一条～第二十七条）	第一項 第三節 雜則
第六節 罰則（第二百二十八条～第二百三十一	第一項 第四節 合併に伴う措置
第七節 附則	第一項 第五節 雜則
第八節 第一章 総則	第一項 第六節 第一節 通則
第九節 第二節 合併に伴う措置	第一項 第七節 第二節 設立団体
第十節 第三節 雜則	第一項 第八節 第三節 設立団体

いて「年度計画」という。)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならぬ。

1 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

2 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績 及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

3 中期目標の期間における業務の実績 及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

4 設立団体の長は、前項の評価を受けようとしたときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行つた結果を明らかに、公表しなければならない。

5 第二項に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価を行ふといい、その結果を考慮して行わなければならない。

6 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価を行ふといい、その結果を考慮して行わなければならない。

7 設立団体の長は、第一項の評価を受けた後遅滞なく、当該地方独立行政法人に対し

て、その評価の結果を通報し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

8 政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たつては、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

(会計監査人の監査)

第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

(監事に対する報告)

第三十五条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員(監事を除く。)の職務の執行に關し不正の行為又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

(会計監査人の選任)

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求める。

(会計監査人の資格等)

二 監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(会計監査人の解任)

設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。

地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものである。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができるとおり、ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができること。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当つては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従つて適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中間目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及

び次項において同じ。)の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。)がある場合には、その額を除く。)の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等設立団体の規則で定める。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

第四十三条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができるとおり、ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができること。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならぬ。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

3 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等団体への納付をした場合においては、当該納付に係る出資等団体からの出資に係る不要財産が出て、当該納付に係る出資等団体からの出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかつたものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

4 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関する必要な事項は、政令で定めることができる。

第一節 特定地方独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。

(会計規程)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、地方独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(設立団体の規則への委任)

第四十七条 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号))第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託

第五十条の二 第二百六十一号) 第八条第一項(第四号に係る部分に限る。) 及び第三十八条の二から第三十九条までの規定(これらに係る罰則を含む。)並びに同法第六十条(第八号までに係る部分に限る。)及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第一条 四項第 第八人 事行政の運営	特定地方独立行政法人の 役員の退職管理
--	---	--------------------------------------

第五十条 特定地方独立行政法人の役員（以下「役員」）の条及び次条において単に「役員」といふ。は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
3 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

（役員の退職管理）

（評価委員会の意見の申出）
第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。
(役員の服務)

地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第一項第三号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第七条	第七めている地方公	号
共團体	における当該特定地方独立行政法人	が条例を定めている場合
第六四号から前号	地方独立行政法人法第五	立行政法人
までに掲げる再十条の二において準用す	八号	六第四号から前号までに掲げる再十条の二において準用す
就職者から要求する第四号から前号までに	第十号	八号
又は依頼（地方掲げる再就職者から要求	第十一号	又は依頼（地方掲げる再就職者から要求
独立行政法人法又は依頼（	第十二号	独立行政法人法又は依頼（
第五十条の二に	第十三号	第五十条の二に
において準用する	第十四号	において準用する
（職員の給与）	第十五条	（職員の給与）
第六第三十八条の二	第六第三十八条の二	第六第三十八条の二
地方独立行政法人法第五	地方独立行政法人法第五	地方独立行政法人法第五
十条の二において準用す	十条の二において準用す	十条の二において準用す
る第三十八条の二第一項	る第三十八条の二第一項	る第三十八条の二第一項
第六第三十八条の六	第六第三十八条の六	第六第三十八条の六
地方独立行政法人法第五	地方独立行政法人法第五	地方独立行政法人法第五
十二条の二において準用す	十二条の二において準用す	十二条の二において準用す
る第三十八条の六第二項	る第三十八条の六第二項	る第三十八条の六第二項
第五二項	第五二項	第五二項
3	3	3
特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。	特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。	特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。
4	4	4
前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。	前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。	前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。
（職員の勤務時間等）	（職員の勤務時間等）	（職員の勤務時間等）
第五十二条	第五十二条	第五十二条
特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
第五十三条	第五十三条	第五十三条
前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならぬ。（職員）という。には適用しない。（職員に係る他の法律の適用除外等）	前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならぬ。（職員）という。には適用しない。（職員に係る他の法律の適用除外等）	前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならぬ。（職員）という。には適用しない。（職員に係る他の法律の適用除外等）

<p>七項を除く。）、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の大第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条の四から第五十六条まで、第五十八条（第十二条から第五十六条まで、第五十九条（第十三条中労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和十二年法律第百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定</p>				
<p>二 行政不服審査法（平成二十五年法律第六十八号）の規定</p>				
<p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第四条第二項、第七十条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条の規定</p>				
<p>四 職員に関する地方公務員法の適用について（は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">第六条第一項</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">第六条第一項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-bottom: 5px;">議会の議長、選挙委員会、人事委員会並びに監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者</td> <td style="padding-bottom: 5px;">地方公共団体の長、特定地方独立行政法人の理事長、選挙委員会の理事長</td> </tr> </tbody> </table>	第六条第一項	第六条第一項	議会の議長、選挙委員会、人事委員会並びに監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者	地方公共団体の長、特定地方独立行政法人の理事長、選挙委員会の理事長
第六条第一項	第六条第一項			
議会の議長、選挙委員会、人事委員会並びに監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者	地方公共団体の長、特定地方独立行政法人の理事長、選挙委員会の理事長			

第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常勤勤務にすることを要するその職員（地方公務員法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。

第五十五条 一般地方独立行政法人は、地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（第五十条の二において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として設立団体の人事委員会（人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の長。以下この項において同じ。）が定める事項を、設立団体の人事委員会が定める日までに、設立団体の人事委員会に届け出なければならない。（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

（一）本邦の行政法は、職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該一般地方独立行政法人の理事長にその旨を届け出なければならない。

一般地方独立行政法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。）であつた者であつて離職後に當利企業等（商業、工業又は金融業その他營利を目的とする私企業（以下この条において「當利企業」という。）及び當利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が離職後二年を経過するまでの間に離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人的内部組織として設立団体の規則で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該一般地方独立行政法人と当該當利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該當利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十号）第二条第二号に規定する处分に関する事務（当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに關するこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款又は当該一般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下この条及び次条第二項において「法令等違反行為」という。）の要求又は依頼

ものに限る。との間の契約であつて当該一般地方独立行政法人においてその締結について

びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

て自らが決定したもの又は当該一般地方独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する处分であつて自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(一般地方独立行政法人の理事長が講ずべき措置等)

伴ノ措置

型地方独立行政法人の設立に

<p>第五十六条の三 一般地方独立行政法人の理事長は、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員が前条の規定に違反したと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該一般地方独立行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>前条の規定による届出を受けた一般地方独立行政法人の理事長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するためには必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一般地方独立行政法人の理事長は、毎事業年度、前条の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめて、政令で定めるところにより、設立団体の長に報告しなければならない。</p> <p>(一般地方独立行政法人の講ずる措置)</p>	<p>第五十六条の四 一般地方独立行政法人は、地方公務員法第三十八条の六第一項並びに独立行政法人通則法第五十条の四、第五十条の五、第五十条の七及び第五十条の八の規定の趣旨並びに当該一般地方独立行政法人の役員又は職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。</p> <p>(職員の給与)</p> <p>第五十七条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。</p> <p>一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。</p> <p>前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、当該一般地方独立行政法人の業務の実績並</p>
<p>第五十九条 移行型特定地方独立行政法人（特定地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行なうもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日ににおいて、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。</p> <p>第六十条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となった者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用について、当該移行型一般地方独立行政法人の職員は、当該移行型一般地方独立行政法人の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。</p>	<p>第五十九条 移行型特定地方独立行政法人（特定地方独立行政法人であつてその成立の日の前日において現に設立団体が行つている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行なうもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日ににおいて、当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。</p> <p>第六十条 前条第二項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となった者に対する地方公務員法第二十九条第二項の規定の適用について、当該移行型一般地方独立行政法人の職員は、当該移行型一般地方独立行政法人の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。</p>
<p>第六十一条 移行型地方独立行政法人（移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、第五十九条の第二項に規定する特別職地方公務員等と、前条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したこととみなす。</p>	<p>第六十一条 移行型地方独立行政法人（移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、第五十九条の第二項に規定する特別職地方公務員等と、前条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職したこととみなす。</p>

2
前項の規定は、国家公務員退職手当法第十一条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの）をいう。この規定による退職手当の支給を受ける移行型地方独立行政法人の職員については、適用しない。

第六十二条の二 第五十九条第一項に規定する設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うものの職員（地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつた者に限る。）であつた者に対する同法第三十八条の二から第三十八条の六までの規定（同法第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに同法第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定の適用については、当該移行型特定地方独立行政法人を当該職員であつた者が在職していた地方公共団体と、当該移行型特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに

となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするとときは、その者の設立団体の職員としての引き続いた在職期間を当該移行型地方独立行政法人的職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十二条 移行型地方独立行政法人は、当該移行型地方独立行政法人的成立の日の前に設立団体の職員として在職し、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人的職員となつた者のうち当該移行型地方独立行政法人的成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第六十号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該移行型地方独立行政法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該設立団体の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法（昭和二十九年法律第八十二号）第十条の規定に相当する当該設立団体の条例の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでな

類する者として第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるものを当該職員であった者が在職していた地方公共団体の同法第三十八条の二第一項に規定する執行機関の組織又は同項に規定する議会の事務局の職員又はこれに類する者として同項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

(児童手当に関する経過措置)

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十二条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日ににおいて同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなされ、当該児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合となつたものについては、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る）の規定は、適用しない。

第六十五条 移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に存する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が第五十九条第二項の規定により当該移行型一般地方独立行政法人の職員となる者であるものは、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項第二項の規定は前項の規定により法人である労働組合となつたものについて、同条第三項の規定は前項の規定により労働組合となつたものについて、それぞれ準用する。

（権利義務の承継等）

第六十六条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に關し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が當該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時において当該移行型地方独立行政法人が承継する。

前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合においては、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成

4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による各別の催告は、することを要しない。

5 第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

6 債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。

7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十六条の二 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出资する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出资されたものとする。

2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出資する資金

第六章の二 設立団体の数の変更に伴う
(職員の引継ぎ等)
第六十六条の三 受入特定地方独立行政法人 特定地方独立行政法人であつて第八条第二項の規定による設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる日(以下「加入日」という。)の前日において現に加入設立団体が行つている業務に相当する業務を加入日以後行うものを行う。以下この項及び第三項において同じ。)の当該設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内部組織で当該受入特定地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において、当該受入特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

第八条第二項の規定による受入一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であつて加入日の前日において現に加入設立団体が行つている業務に相当する業務を加入日以後行うものをいう。以下この条において同じ。)の設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内部組織で当該受入一般地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において、当該受入一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

第六十条から第六十五条までの規定は、前二項の規定により受入地方独立行政法人(受入特定地方独立行政法人及び受入一般地方独立行政法人をいう。次条において同じ。)の職員となつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十七年法律第二百八十九号の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する

立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類（次項において「資産及び負債に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該義務に係る債権者（次項、第六項及び第七項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、これをその事務所に備え置かなければならない。

設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまで

3 その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に對し出資されたものとする。

4 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。

前項の評価に關し必要な事項は、政令で定め
る。

つて第四十二条の一第一項若しくは第二項又は第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとみなす。

第六章の三

特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（職員の引継ぎ等）

第六十七条の二 第八条第二項の規定により特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に定款変更前の特定地方独立行政法人（以下この章において「定款変更前の法人」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この章において「定款変更日」という。）において、定款変更後の一般地方独立行政法人（以下「定款変更後の法人」という。）の職員となるものとする。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員として在職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。に対する同法第二十九条第二項（第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第六十七条の四 定款変更後の法人は、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の定款変更前の法人の職員として引き続いた在職期間（定款変更前の法人が移行型特定地方独立行政法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該定款変更前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該定款変更前の法人の職員として引き続いた在職期間、定款変更前の法人が第百十七条に規定する合併後の法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該定款変更前の法人の職員として退職したこととなる者にあつては、同条本文の規定により当該定款変更前に

前条の規定としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が定款変更前の法人の職員として引き続いた在職期間を当該定款変更後の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。たゞにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十七条の五 定款変更後の法人は、定款変更日の前日に定款変更前の法人の職員として在職し、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となつた者のうち当該定款変更日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該定款変更後の法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該定款変更前の法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該定款変更前の法人の退職手当の支給の基準（第五十一条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの）の規定による退職手当の支給を受けることがでる。前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該定款変更前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第六十七条の六 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が第六十七条の二の規定により定款変更後の法人の職員となる者であるものは、当該定款変更の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

第六十七条の七 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項に規定する労働組合と当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお従前の例による。

第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例

第六十七条の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの（次条において「試験研究地方独立行政法人」という。）は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第六十七条の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下この項において「成果活用事業者」という。）に対し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他的事情を勘査し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

第六十七条の十 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により當該定款で定めるところにより得られたものは、定款変更日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第七章 公立大学法人に関する特例

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかるわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代え、公立大学法人という文字を用いなければならない。

第六十九条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づき定めた労働組合となつたものについての定款変更前の法人の職員とその職員に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお従前の例による。

（名称の特例）

（教育研究の特性への配慮）

（他業の禁止）

（理学療法の特例等）

（立大学法人といふ文字を用いてはならない。）

実な実施上不適当となつたと認めるときは、当該事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該事業計画を公表しなければならない。

(業務の実績等に関する評価等の特例)

第六条の十 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一 次号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績

2 二三年以上五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間の最後の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

3 申請等関係事務処理法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。

5 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。

6 設立団体の長は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に對して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

7 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるとときは、當該申請等関係事務処理法人に對し、設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

8 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けたときは、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に對して、その評価の結果を通知し、公表する。

9 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けたときは、當該申請等関係事務処理法人について準用する。この申請等関係事務処理法人について準用する。

の場合において、同条中「中期計画及び年度計画並びに」とあるのは、「第八十七条の九第一項に規定する事業計画及び」と読み替えるものとする。

(読み替規定) 第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条 第二十五条第二項第四年以内

第一条 第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例
第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例
第三節 第五十六条第一項の規定による申請等関係事務の支弁の方法
四 前三号に掲げるもののほか、関係市町村申請等関係事務に關し必要な事項
三 関係市町村申請等関係事務処理業務に要する経費の支弁の方法
二 第八十七条の十二第一項の協議については、申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務（以下「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。）の範囲
一 第八十七条の十二第一項の協議に於いては、申請等関係事務処理法人は、設立団体の長との協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村（以下「関係市町村」という。）の申請等関係事務（定款で定めるものに限る。）のうち当該規約で定めるもの（以下「関係市町村申請等関係事務」といいう。）を当該規約を定めた市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができる。

2 前項の規定により申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理する場合に申請等関係事務処理法人を當該関係市町村に申請等関係事務処理法人の役員及び職員を當該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関と申請等関係事務処理法人の役員及び職員を當該関係市町村の職員とそれぞれみなして、當該関係市町村による関係市町村申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第八十七条の六第二項に定めるもののか、これらの法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定の適用に関し必要な技術的読み替えその他必要な事項は、政令（条例又は規則）で定める。

3 (申請等関係事務処理法人が處理した関係市町村申請等関係事務の効力) 第八十七条の十三 前条の規定により申請等関係事務処理法人が當該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関が處理したものとしての効力を有する。(関係市町村申請等関係事務処理業務の規約)

4 二 第八十七条の十二第一項の協議に於いては、申請等関係事務処理法人の申請が定款に適合するとともに、設立団体申請等関係事務処理業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、同項の認可をするものとする。

5 三 第八十七条の十二第一項の協議については、申請等関係事務処理法人は、設立団体の長の認可を受ける旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならない。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を當該申請等関係事務処理法人について第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行つた總務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

6 四 第二項から第六項までの規定は、前項の規定により規約を変更し、又はこれを廃止する場合について準用する。

7 五 第八十七条の十五 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。以下この節において同一。）について、第八条第二項の規定により、規約で定められた関係市町村申請等関係事務処

び第百五条において同じ。)において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に対し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない。

二 債権の取立て及び債務の弁済
三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行ったために必要な一切の行為をすることができる。

(書類の提出の催告等)

（設立団体の長は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る）の解散について、第一項第一号の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けようとする場合には、当該解散の日の一定の期間前までに、関係市町村の長に対し、当該認可を受けようとする旨及び当該解散の日を通知しなければならない。

4 前項の一定の期間は、一年を下つてはならぬ。ただし、あらかじめ関係市町村の長の同意を得たときは、この限りでない。

（清算の開始原因）

第八十九条 地方独立行政法人は、解散した場合には、この条から第百五条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。
（清算中の地方独立行政法人の能力）

第九十条 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第九十一条 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
（裁判所による清算人の選任）

第九十二条 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第九十三条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第九十四条 清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第九十五条 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

第九十六条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
(期間経過後の債権の申出)

第九十七条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第九十八条 地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。
(清算結果の届出)

第九十九条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。
(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)
第一百条 地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
(不服申立ての制限)
第一百一条 清算人の選任の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

- 2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の協議については、関係設立団体の議会の決議を経なければならない。

4 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体がその議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

5 第一項の規定により関係設立団体が定めた新設合併設立法人の定款については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議決があつたことをもつて第七条の規定による新設合併設立法人の設立団体の議決があつたものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもつて同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

〔新設合併の効力の発生〕

第六十三条 前条第一項の認可があつた場合には、新設合併設立法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

〔新設合併消滅法人の債権者の異議〕

第六十四条 第百十二条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、新設合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「新設合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該新設合併消滅法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、新設合併設立法人の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならぬ。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設合併消滅法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

2 新設合併消滅法人は、前項の規定により新設合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該新設合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかるわらず、新設

合併消滅法人による各別の催告は、することを要しない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該新設合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第四節 合併に伴う措置

(職員の引継ぎ等)

第一百五十三条 吸收合併が効力を生ずる際現に吸收合併消滅法人（特定地方独立行政法人に限る。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、効力発生日において、吸收合併存続法人の相当の職員となるものとする。

2 新設合併設立法人の成立の際現に新設合併消滅法人（特定地方独立行政法人に限る。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、その成立の日において、新設合併設立法人の相当の職員となるものとする。

第一百六十四条 合併により吸收合併存続法人（一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。）又は新設合併設立法人（一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。）の職員となつた者（地方公共団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替ええて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。）に対する同法第二十九条第二項（第五十三条第三項の規定により読み替ええて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当該吸收合併存続法人又は新設合併設立法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第一百七十五条 合併後の法人（吸收合併存続法人又は新設合併設立法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、合併により当該合併後法人の職員となつた者の退職に際し、退職手続

条の五第一項本文又はこの項本文の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対する支給の規定期限により退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該合併前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

前項の規定は、国家公務員退職手当法第十一条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十二条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るもの）によるものとする。この場合における退職手当の支給を受ける合併後の法人の職員については、適用しない。

（吸收合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等）

第一百十九条 吸收合併消滅法人の効力発生日の前日を含む事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。

2 吸收合併消滅法人（公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。）の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該吸收合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、吸收合併存続法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該吸收合併存続法人が行うものとする。

3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該吸收合併存続法人に対しなされるものとする。

4 前二項の規定は、公立大学法人である吸收合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第七十八条の二第一項第二号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは、「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

第二項及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人である吸收合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる

(総務大臣又は都道府県知事にあつては、第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行つた地方独立行政法人に限る。(以下この項において同じ。))

に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人的事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正等)

第二百二十二条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人的業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずることともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人(第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行つた地方独立行政法人に限る。以下この項及び次項において同じ。)又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人的業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害する事が明白である場合において、特に必要があると認めるときは、設立団体又はその長に対し、第一項の規定による命令その他必要な措置を講すべきことを求めることができる。

項三 第		項二 第		項一 第		6		5	
命令	若しくは 以下この項及び次項	命令	若しくは	命令	若しくは	命令	若しくは	命令	若しくは
とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することがあると認めるとき が明白である場合において、特に必要があると認めるとき	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項	、若しくは 以下この項及び次項
求め あると認めるとき	とき が明白である場合において、特に必要 があると認めるとき	は、 又	は、 又	次項	は、 又	は、 又	は、 又	是正	は、 又

第四項		第三項		第二項		第一項	
前項		前項		前項		前項	
(申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等)	命令	是正	求め	是正	求め	は	又
（申請等関係事務処理法人に対する停止命令等）	命ずる						
第一百二十二条の二 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関が担任する申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務（以下この章において「担任設立団体申請等関係事務処理業務」という。）に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。							
（申請等関係事務処理法人に対する報告及び検査の特例）							
第一百二十二条の三 設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に關し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、申請等関係事務処理法人の事務所に立ち入り、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の状況若しくは帳簿・書類その他の必要な物件を検査させることができる。							
2 第一百二十二条の二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。							
（申請等関係事務処理法人に対する監督命令）							
第一百二十二条の四 設立団体の長その他の執行機関は、第一百二十二条第一項の規定によるほか、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。							
（申請等関係事務処理法人に対する停止命令等）							
第一百二十二条の五 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。							

二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。

三 当該申請等関係事務処理業務を確実に実施する体申請等関係事務処理業務を確実に実施することが困難であると認めるとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

五 申請等関係事務処理法人は、前項の規定による命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認める場合には、その旨を設立団体の長（当該設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体の長以外の執行機関が担任する場合には、設立団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機関）に届け出なければならない。

六 設立団体の長その他の執行機関は、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該命令又は届出に係る担任設立団体申請等関係事務処理業務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があつた旨を、その者に対し、通知することができる。

（設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理）

2 設立団体の長その他の執行機関は、前項の規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を自ら処理するものとし、又は自ら処理する担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理しないこととするときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、当該申請等関係事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理する当該申請等関係事務を処理しないこととする旨を、その者に対し、通知することができる。

			第一号	第一百二十条	担任設立団体申	担任関係市町村申	の旨を設立団体の長
				二条の五 請等関係事務処	等関係事務処理業務	等関係事務処理業務	に届け出なければな
二号及び	第一条第 四項第 三項第 二項第 一条第 二号及 び	百二十 担任設立 団体申 請等関 係事務 処	又は定款	、定款又は第八十七 条の十四第一項に規 定する規約	担任関係市町村申	らない	

条、第四四十一条第三項及び第四四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条第一項の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四项、第四十二条の三、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第六十七条の八、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四项、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第一百一十二条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長

例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とある。条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の二項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とある。第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体」(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)とあるのは「地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」といふ。)」と、同表第十六条各号列記以外の部分の第五项、第二十二条の四第一項の項、第二十二条の四第二項、第二十六条の五第一項、第五項及び第六項(第二十六条の六第一項において準用する場合を含む。)、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部 分及び第八項並びに第二十七条第二項の項、第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項の項、第二十八条の二第四項、第二十九条第二項の項、第二十九条第四項及び二十九条の二第二項の項、第三十二条の五第五項並びに第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十七条の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第二項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第二項の項、第三十九条の二第二項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十七条の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第二項の項、第六十条第七号の項、第六十条第一項第一号の項、第六十条第二項の項、第六十条第三項及び第六项までの規定中「設立団体」(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第六条附則第二十一項の項及び附則第二十三項から第二十五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六项までの規定中「設立団体」(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第一百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する

旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

くは委員は、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、特定地方独立行政法人の理事長に対し、当該特定地方独立行政法人の職員の派遣を求めることができる。

2 地方自治法第二百五十二条の十七第一項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「求めようとするとき」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

3 特定地方独立行政法人の理事長は、当該特定地方独立行政法人の事務の処理又は事業の実施のため特別の必要があると認めるときは、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長に対し、当該地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人の職員の派遣を求めることができる。

4 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と。

「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政法人」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長及び」と、「又は委員会若しくは委員」とあるのは「若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人が」と、同条第三項中「第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

(指定都市の特例)

第一百一十五条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)及び政令で定めるその他の法令について、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

第一百一十五条 不動産登記法
百二十三号 及び政令で定めると
ついては、政令で定めると
立行政法人を地方公共団体
法令を準用する。
(指定都市の特例)

(平成十六年法律第
二三百五十二条の十九
めるその他の法令に
ころにより、地方独
どみなしてこれらの

「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政法人」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長及び」と、「又は委員会若しくは委員」とあるのは「若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長」と、「普通地方公共団体が」とあるのは「特定地方独立行政法人が」と、同条第三項中「第一項」の規定により職員の派遣を求め、若しくはその」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第三項の規定による」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第三項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

第一百二十九条 第百二十二条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十条 第百二十二条第一項又は第一百二十二条の三第一項（第一百二十二条の七において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により設立団体若しくは都道府県知事又は設立団体若しくは関係市町村の長の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により設立団体若しくは関係市町村の長又は設立団体の人事委員会に届出をしなければならない場合において、その届出をせざり、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 定款に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

六 第十三条第五項若しくは第六項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたとき。

七 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項（第八十七条の十八第四項において準用する場合を含む。）又は第十八条第七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による設立団体又は関係市町村の長の命令に違反したとき。

八 第二十八条第二項、第七十八条の二第二項又は第八十七条の十第二項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

十九 第三十四条第三項（第八十七条の二十第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

二十 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

二十一 第五十四条第一項、第五十六条の三第三項又は第二百二十二条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十二 第八十八条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

二十三 第九十六条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二十四 第九十六条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

二十五 第百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

二十六 第百二十二条の四及び第百二十二条の五第一項（これらの規定を第二百二十二条の七において準用する場合を含む。）の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したとき。

二十七 地方独立行政法人の子法人の役員が第十三条第七項又は第三十五条第三項の規定による調査妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

二十八 第三百三十二条 第四条第二項又は第六十八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

二十九 第三百三十二条 第四条第二項又は第六十八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

三十 第三百三十二条 第四条第二項又は第六十八条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

三十一条 第二条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(設立に関する経過措置)

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二六日法律第二)
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一月三〇日法律第三)
(九三号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年六月三十日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第四)
(九号) 抄
(施行期日) 第二十条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

附 則 (平成二二年一一月三日法律第六)
(一号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第一)
(四号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が同月一日後となる場合は、公布の日)から施行する。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五)
(三号) この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七)
(四号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一)
(七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二四年三月三一日法律第二
四号) 抄**

(施行期日)

第二十八条 施行日に成立する前条の規定による改正後の地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人に関する同法第六十三条の規定の適用については、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）第六条第一項」と、「同法第十條（同法附則第一条第三項において準用する場合を含む。）」の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十二条の規定により子ども手当」と、「児童手当又は同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。」の規定により児童手当」とあるのは、
「同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十二条の規定により子ども手当」と、「児童手当」と、「同法第七条第一項」とあるのは、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項」と、「同法第八条第二項（同法附則第一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「同法第八条第二項」とする。
(罰則に関する経過措置)

第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二五年六月一四日法律第四号) 抄
(施行期日)
二 略
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条、第六十七条）を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条の二（第六十七条の七）／正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第一項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十四条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日
(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方独立行政法人法第

六十七条の四の規定の適用については、同条中「在職期間」定款変更前の法人が第百七十七条に規定する合併後の法人であって当該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば同条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、同条本文の規定により当該定款変更前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該定款変更前の法人の職員としての引き続いた在職期間」とあるのは、「在職期間」とする。

2 第十四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際現に第十四条の規定による改正前の地方独立行政法人法第二十六条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年一月二二日法律第七十九号）抄

（施行期日）

四号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中地方独立行政法人法第五十四条及び第一百三十条第一号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十四号）第一条の規定による改正後の地方公務員法第三章第六節の二及び第五章（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の第五十条の二）とする。

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」といふ。）の規定に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

九号 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ訴え提起できなこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（を含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第三 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例による経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 （平成二六年六月一三日法律第六

（附則）

第一条 この法律は、平成二十九年五月二〇日法律第四

七号 抄

（施行期日）

（附則）

第一条 （平成二八年五月二〇日法律第四

（附則）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四

条並びに第四十六条の規定

（附則第七条を除き、以下「施行日」という。）

（地方独立行政法人法等の一部改正に伴う経過措置）

第一条 地方公共団体は、この法律の施行の日

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年六月九日法律第五

（附則）

第一条 この法律は、平成二十九年五月一七日法律第二

（附則）

第一条 この法律は、平成二十九年六月九日法律第五

（附則）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号に掲げる改正規定を除く。）

二 附則第四条第一項、第六項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定

（施行期日）

て、第四条の規定による改正後の地方独立行政法人法（次項において「新地方独立行政法人法」という。）第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定期的又は定期的に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けられるものを規定するものとする。

新地方独立行政法人法第七十七条の二第一項の規定により地方独立行政法人法第六十八条第二項に規定する公立大学法人が設置する大学に附属して設置される新地方独立行政法人法第十七条の二第一項に規定する学校の設置のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（政令への委任）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について）は、当該各規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の处分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定により政令に定めるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のその他の法律の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の規定により改訂された法律の規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしてなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に定めた手続をしなければならない事項についてその手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた処分その他の行為におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（附則）

第一条 この法律は、平成二九年五月一七日法律第二

（附則）

第一条 この法律は、平成二九年六月九日法律第五

（附則）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号に掲げる改正規定を除く。）

二 附則第四条第一項、第六項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定

（施行期日）

を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七項から第十項まで、第十三項及び第十六項、第五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十三年四月一日
(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 地方公共団体は、第三号施行日前においても、第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法(以下この条において「新地方独立行政法人法」という。)第七条又は第八条第二項の規定の例により、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第七十四条第四項に規定する役員の任期を規定した定款を定め、又はこれらの規定に規定する役員の任期に関する定款の変更を行ふ場合に、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け得ることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人法第十三条第四項、第五项、第七項及び第八項、第十三条の二、第十五条の三、第三十五条第一項から第四項まで並びに第三十五条の二の規定は、第三号施行日前に生じた事項についても適用する。

第四条 第三号施行日において地方独立行政法人の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、第三号施行日の翌日以後最初に任命される地方独立行政法人の監事(補欠の地方独立行政法人の監事を除く。)の任期に係る新規用については、同項中「理事長の任期」(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長」とあるのは、「任命の日から、同日において地方独立行政法人の理事長である者」とする。

新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の規定は、同項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について、地方独立行政法人法第二十二条第一項の規定による設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。）の長の認可を受けた日以後の新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に設立団体の長が第三条の規定による改正前の地方独立行政法人法（次項において「旧地方独立行政法人法」という。）第二十五条第一項の規定により地方独立行政法人に指示している同項に規定する中期目標（第十三項において「旧中期目標」という。）は、設立団体の長が新地方独立行政法人法第二十五条第一項の規定により指示した同項に規定する中期目標とみなす。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人が旧地方独立行政法人法第二十六条第一項の規定により認可を受けている同項に規定する中期計画（次項において「旧中期計画」という。）は、新地方独立行政法人法第二十六条第一項の認可を受けた同項に規定する中期計画（次項において「新中期計画」という。）とみなす。

前項の規定により旧中期計画が新中期計画とみなされる場合における第三号施行日を含む事業年度に係る新地方独立行政法人法第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく、同法附則第四条第八項の規定により前条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

新地方独立行政法人法第二十八条、第七十八条の二及び第七十九条の規定は、第三号施行日の前日に終了した事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価についても適用する。

設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体（以下この項及び次項において「加入設立

団体」という。)は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第八条第二項の規定の例により、当該設立団体及び加入設立団体の議会の議決を経て、設立団体の数を増加させる定款の変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

12 加入設立団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定の例により、新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権利及び義務を承継せらるためには必要な行為をすることができる。

13 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時の検討に關する新地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に關する評価を行ったときは、当該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

14 地方公共団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第七条、第二十一条第五号、第八十七条の五、第八十七条の十一及び第一百二十三条第四項の規定の例により、新地方独立行政法人法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人(次項において「申請等関係事務処理法人」という。)の設立について、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を規定した定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

15 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人(申請等関係事務処理法人であるものに限る。)に権利及び義務を承継させるために必要な行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

16 第三号施行日から施行日の前日までの間ににおける新地方独立行政法人法第二百二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二

項中「第六項第一号、第十九条の二第四項」とあるのは「第六項第二号」と、同条第三項中「第六条第四項、第十九条の二第四項」とあるのは「第六条第四項」とする。

（政令への委任）

七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第十五条）を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十二条の四」に改める部分に限る。）、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（すべて）を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十三条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律第六十六条及び第十二条、第五十七条、第五十八条、第六十二条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第二項の改正規定に限る。）

- 者からの届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）による個人番号カード用署名用電子証明書の発行、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失つていないことその他の事項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二百七号）による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの
- 二十三 前各号に掲げる事務に係る地方自治法第二百二十七条の規定による手数料の徴収
- 二十四 第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定する处分に関する事務が行うこととされる事務であつて総務省令で定めるもの
- 備考 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令 法務大臣

- 二 第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十号、第十四号、第十六号及び第十号、第七号の総務省令 厚生労働大臣
- 三 第七号の総務省令 国土交通大臣
- 四 第十一号、第十二号及び第十八号の総務省令 内閣総理大臣

二 第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十号、第十四号、第十六号及び第十号、第七号の総務省令 厚生労働大臣